

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の運営について（案）

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下、「懇談会」という）の議事内容の公開については、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

懇談会は非公開とし、議事要旨は、原則として、懇談会終了後、速やかに発言者名を付さない形で公開する。

2. 配付資料の公開について

懇談会で配布された資料は、原則として、懇談会終了後速やかに公開する。

3. 記者ブリーフについて

会合の内容は、懇談会終了後座長から記者ブリーフを行う。

（了）